

事務連絡  
令和4年4月28日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

### 新興・再興感染症データバンク事業への参加のお願い

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

「新興・再興感染症データバンク事業の開始について」（令和3年4月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、感染症の重症化因子の解明や、診断や治療方針の改善、医薬品開発等に資する分析を行うことを目的として、厚生労働省において新興・再興感染症データバンク事業（REpository of Data and Biospecimens of Infectious Diseases。以下「REBIND」という。別添）を開始することをお示しさせていただきました。

こうした感染症及び病原体等に関する調査・研究については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第56条の39第1項及び第2項において、国が積極的に推進することとされているところ、REBINDは、同条第3項に基づき、厚生労働大臣からの委託を受けて、感染症及び病原体等に関する調査・研究を推進するための事業です。

したがって、今後も、REBINDにおいて、新型コロナウイルスをはじめとした、新興・再興感染症の知見収集・分析体制を積極的に強化していくことが重要であり、そのためには、より多くの協力医療機関に参加いただくことが不可欠です。

つきましては、貴自治体におかれまして、管内の第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関に対して、当該事業について積極的な参加の呼びかけをお願いします。

※ REBIND への参加に関する問合せ先

REBIND 施設連携室メールアドレス rebind.contact@hosp.ncgm.go.jp

(参考) REBIND ホームページ <https://rebind.ncgm.go.jp/>

初めての参加を希望される施設は、REBIND 施設連携室メールアドレスへご連絡ください。

以上

(別添) 新興・再興感染症データバンク事業概要

(参考) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）

第十二章 感染症及び病原体等に関する調査及び研究

第五十六条の三十九 国は、第十五条の規定に基づく調査の結果その他のこの法律に基づく調査、届出その他の行為により保有することとなった情報を活用しつつ、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るための基盤となる感染症の発病の機構及び感染性、感染症にかかった場合の病状並びに感染症の診断及び治療の方法並びに病原体等に関する調査及び研究を推進するものとする。

- 2 厚生労働大臣は、前項に規定する調査及び研究の成果を適切な方法により感染症の発病の機構及び感染性、感染症にかかった場合の病状並びに感染症の診断及び治療の方法並びに病原体等に関する調査及び研究を行う者、医師その他の関係者に対して積極的に提供するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、第一項に規定する調査及び研究並びに前項の規定による当該調査及び研究の成果の提供に係る事務を国立研究開発法人国立国際医療研究センターその他の機関に委託することができる。
- 4 厚生労働大臣は、第二項の規定により第一項に規定する調査及び研究の成果を提供するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。